

整備基準（規則別表第2）第5
駐車場

第5 駐車場

1 車いす使用者用駐車施設

- (1) 第1の表7の項に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者の利用に配慮した位置に設けること。

2 利用者用の出入口

利用者の用に供する出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 利用者用で車両の通行のできない出入口とすること。
- (2) 幅は、90センチメートル以上とすること。
- (3) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設けないこと。

3 照明

必要に応じて照明を設けること。

解 説

車いす使用者が乗車する自動車を駐車する場所を整備し、その乗降に支障のないようにしようとする規定です。

■整備すべき施設

POINT 1

都市計画区域内における500㎡以上の有料駐車場
道路管理者が道路上に、又は道路に接して設ける500㎡を超える自動車駐車場

照 明 | ○連続性・視認性・景観等に配慮し、安全で安心できるよう効果的に設けること。

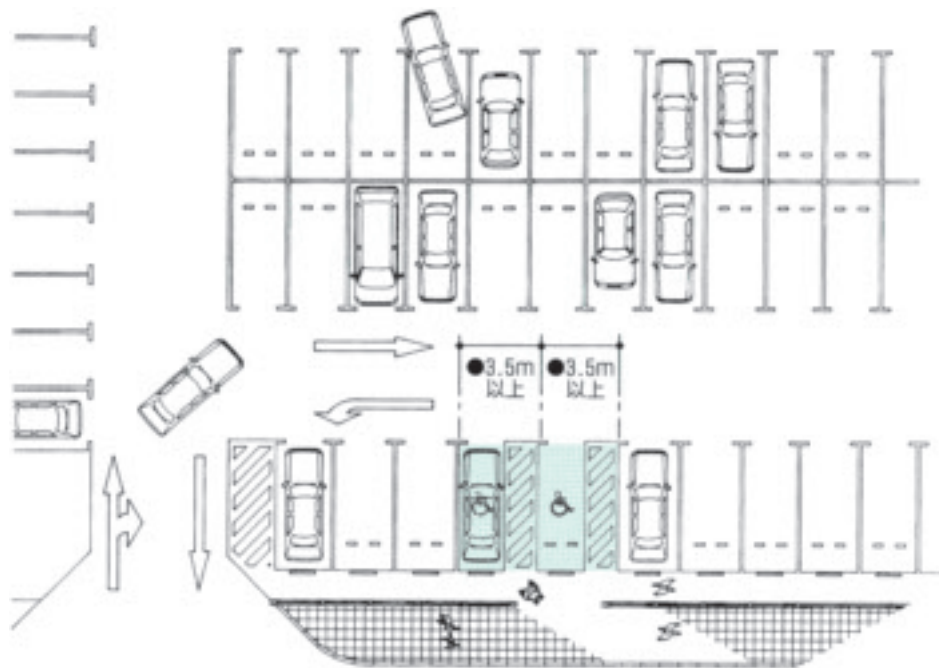


図 51 駐車場